

---

# 輪島市合葬式墓所

---



お申込みのしおり

令和4年3月

## はじめに

少子高齢化や核家族化が進み、後継者が不在になるなどの理由から、将来のお墓の管理に不安を抱いている方が年々増加しています。

輪島市合葬式墓所は、こうしたニーズに対応して、市が永年管理を行うため、お墓を継承していく必要がない形式のお墓です。

本しおりをご覧ください、ご家族、ご親族とよくご相談のうえ、お申込み下さい。

(合葬式墓所とは、従来の家族単位のお墓とは異なり、多くの方々の遺骨を合同に納める形式のお墓のことです。)

## 目次

1 輪島市合葬式墓所の概要 .....	2
2 使用料及び納骨(収蔵・埋蔵)方法 .....	3
3 申込み資格・申込み方法 .....	5
4 申込みから納骨までの流れ .....	7
5 納骨日時の予約方法 .....	7
6 その他注意事項 .....	8
7 提出書類の様式 .....	8

## I 輪島市合葬式墓所の概要

輪島市合葬式墓所(以下、合葬墓という。)には、納骨堂と埋蔵室があり、どちらかを選んで使用することができます。このうち埋蔵室は、お墓じまいに使用することもできます。

また、使用を生前に自ら予約することもできます。

### ■ 納骨堂

納骨堂は、骨箱等に納めた遺骨を個別収蔵する施設です。遺骨は納骨堂内の納骨棚に10年間収蔵します。

収蔵期間経過後は、遺骨を納骨袋に納めて、埋蔵室に埋蔵します。

(納骨可能数:308体)



### ■ 埋蔵室

埋蔵室は、納骨袋に納めた遺骨を共同埋蔵する地下式の施設です。一度、埋蔵した遺骨は返還することができません。

(納骨可能数:1,000体以上)



### ■ 参拝スペース

参拝は、納骨堂正面の献花台前又は埋蔵室の献花台前で行います。献花台には献花以外のものを置くことはできません。線香・ろうソク等の火気利用はご遠慮下さい。

参拝の許可は不要となっておりますので、いつでも参拝することができますが、他の参拝者の迷惑とならないようにご配慮下さい。

## 2 使用料及び納骨（収蔵・埋蔵）方法

### ■ 使用料

使用施設	使用の方法	区 分	基本使用料
納骨堂	納骨堂に10年間収蔵し、その後、埋蔵室に埋蔵	焼骨所持による場合	18万円／体
		生前予約による場合	22万円／体
埋蔵室	埋蔵室に埋蔵	焼骨所持、生前予約、又は改葬による場合	10万円／体

●使用料が5割増となる場合があります。詳しくは、申込み資格(P5参照)で、ご確認下さい。

●納骨堂の使用料は、収蔵期間(10年)経過後に埋蔵室に埋蔵する分も含みます。

焼骨 火葬した遺骨のこと

焼骨所持 お墓に納骨していない焼骨を現に所持していること

生前予約 合葬墓の使用を生前に自ら予約すること

改葬 市内のお墓に納骨されている焼骨を合葬墓の埋蔵室に移すこと  
(納骨堂は使用できません。)

### ■ 納骨（収蔵・埋蔵）方法

#### ◆納骨堂を使用する場合

##### 焼骨所持の場合

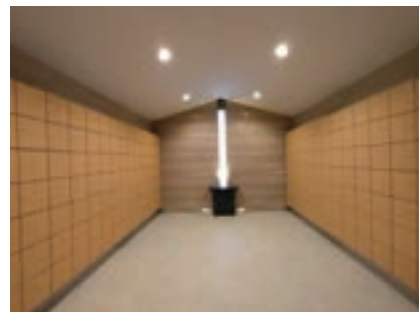
焼骨は使用許可日から10年間、骨箱等に納めた状態で納骨堂内の納骨棚に個別収蔵します。期間経過後は、職員が焼骨を納骨袋に納めて埋蔵室に埋蔵します。

##### 生前予約の場合

焼骨は納骨日から10年間、骨箱等に納めた状態で納骨堂内の納骨棚に個別収蔵します。期間経過後は、職員が焼骨を納骨袋に納めて埋蔵室に埋蔵します。

### 共通事項

- ①納骨可能な容器(骨箱等)のサイズは幅 22cm以下、奥行 22cm以下、高さ 24cm以下となります。
- ②納骨堂に収蔵された焼骨の返還を希望する場合は、輪島市合葬式墓所焼骨返還申出書および輪島市合葬式墓所使用廃止届を提出して下さい。
- ③納骨堂には納骨時に限り立ち入ることができます。  
骨箱等は、納骨堂内でお預かりします。納骨棚には職員が収蔵します。
- ④収蔵する納骨棚の場所を指定することはできません。



### ◆埋蔵室を使用する場合

#### 焼骨所持の場合

納骨袋に納めた焼骨を埋蔵室に共同埋蔵します。

#### 生前予約の場合

生前予約の申込みをした方が死亡後、納骨袋に納めた焼骨を埋蔵室に共同埋蔵します。

#### 改葬の場合

- ①納骨袋に納めた焼骨を埋蔵室に共同埋蔵します。(納骨堂には収蔵できません。)
- ②改葬による焼骨を埋蔵室に埋蔵する場合は改葬許可証の提出が必要となります。
- ③改葬許可証の申請は市民課で行います。合葬墓の使用許可申請後に交付される使用許可決定通知書を添付して、改葬許可申請書を市民課に提出して下さい。
- ④市民課から改葬許可証の交付後、納骨袋の数を確認のうえ、使用料を納付していただきます。
- ⑤納骨袋は1袋につき、埋蔵室1体分の使用料になります。  
(例) 納骨袋1袋 →10万円 納骨袋3袋→30万円

### 共通事項

- ①埋蔵室に埋蔵された焼骨の返還はできません。
- ②埋蔵室に埋蔵する納骨袋は合葬墓の使用許可決定後、環境対策課でお渡しします。
- ③埋蔵室への立ち入りはできません。

### 3 申込み資格・申込み方法

#### ■ 申込み資格

次のいずれかに該当する方が合葬墓を使用することができます。

- ① 市内に住所又は本籍があつて、親族の焼骨を所持している喪主等の方
- ② 死亡した時に市内に住所又は本籍があつた親族の焼骨を所持している喪主等の方
- ③ 市内のお墓から親族の焼骨の改葬を希望する喪主等の方
- ④ 市内に住所又は本籍があつて、生前予約をしようとする満65歳以上である方

申込資格①・② (焼骨を所持している場合)		死亡の親族	
		死亡時に市内に住所又は本籍があつた	死亡時に市内に住所本籍ともにない
申込者 (喪主等の方)	市内に住所又は本籍がある	○	○
	市内に住所本籍ともにない	○	×

他の納骨堂やお墓に納骨されている焼骨は除きます。

申込資格③ (改葬する場合)		お墓のある場所	
		市 内	市 外
申込者 (喪主等の方)	市内に住所又は本籍がある	○	×
	市内に住所本籍ともにない	○	×

埋蔵室の使用に限ります。納骨堂の使用はできません。

申込資格④ (生前予約する場合)		申込者の年齢	
		満65歳未満	満65歳以上
申込者 (本人)	市内に住所又は本籍がある	×	○
	市内に住所本籍ともにない	×	×

次のいずれかに該当する場合は使用料が5割増となります。

- ① 市内に住所又は本籍のある期間が、引き続きで1年未満の方が親族の焼骨を合葬墓に納骨することを申込む場合
- ② 死亡時に市内に住所又は本籍のあつた期間が、引き続きで1年未満であつた親族の焼骨を合葬墓に納骨することを申込む場合
- ③ 市内に住所又は本籍のある期間が、引き続きで1年未満の方が生前予約の申込む場合

## ■申込みの方法

輪島市合葬式墓所使用許可申請書に必要書類を添えて提出して下さい。

- 申込み日時: 平日(土日祝及び年末年始を除く) 午前8:30~午後5:15
- 申込み場所: 輪島市役所 市民生活部 環境対策課 電話番号 (0768)23-1853

### 申込み時の必要書類

区分	使用資格	提出書類
焼骨所持	①市内に住所又は本籍があつて親族の焼骨を所持している喪主等の方	①火葬許可証の写し ②申請者の住民票(本籍の記載があるもの) ③死亡者の住民票の除票(本籍記載があるもの)
	②死亡した時に市内に住所又は本籍があつた親族の焼骨を所持している喪主等の方	④申請者と死亡者との続柄を証明する戸籍謄本等 ⑤ <u>喪主等の方であることを確認できる書類</u>
改葬	③市内のお墓から親族の焼骨の改葬を希望する喪主等の方	①申請者と死亡者との続柄を証明する戸籍謄本等 ② <u>喪主等の方であることを確認できる書類</u>
生前予約	④市内に住所又は本籍があつて、生前予約をしようとする満65歳以上である方	①申請者の世帯全員が分かる住民票(本籍の記載があるもの) ② <u>納骨予定者の住民票</u> (本籍の記載があるもの) ③申請者と納骨予定者の続柄を証明する戸籍謄本等

親族 6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族の方

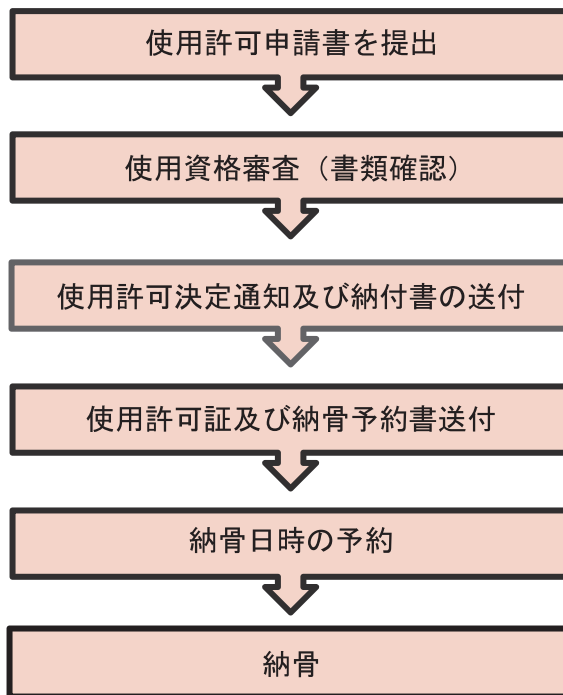
喪主等の方 葬儀の喪主、法事の施主等、焼骨を守っていく立場にある方

納骨予定者 生前予約をした方の死亡後に、その焼骨を合葬墓に納骨する予定の方

喪主等の方であることを確認できる書類 (次のいずれか1つの提出が必要となります)

- ①火葬許可証(火葬許可証の申請者と合葬墓の使用許可申込者が同一である場合)
- ②葬儀の領収証、会葬又は法要等の礼状、法事の施主であることがわかる寺院の証明書等
- ③申込者が死亡届出人となっている戸籍謄本
- ④その他喪主等の方であることが確認できる書類(遺言書等)

## 4 申込みから納骨までの流れ



- ①申請に必要な書類は P6 をご覧下さい。  
書類確認には1週間程度かかる場合があります。
- ②使用資格があると認められた方に、使用許可決定通知書および合葬墓使用料の納付書を送付します。
- ③使用料は一括納入とし、納付の確認ができた方に使用許可証と納骨予約書を送付します。
- ④納骨日時予約をして下さい。
- ⑤納骨日に合葬墓で職員に使用許可証を提示して下さい。

※使用許可申請書の提出から納骨までには3～4週間程度の期間が必要となります。

## 5 納骨日時の予約方法

- ①納骨する場合は、使用許可証を受けとってから、納骨日時を仮予約する必要があります。
- ②仮予約は、納骨を希望する日の10日前までに、環境対策課までご連絡下さい。  
(例)使用許可証の交付が4月1日で納骨を4月20日に希望する場合は  
4月10日までに納骨日時の仮予約をする必要があります。
- ③納骨できる日時は、年末年始(12月29日から1月3日)を除く、午前10時から午後3時です。
- ④仮予約後に、納骨予約書と火葬許可証又は改葬許可証を環境対策課まで提出して下さい。  
これにより本予約となります。仮予約のままでは納骨できません。
- ⑤納骨日に合葬墓で使用許可証を職員に提示して下さい。  
(使用許可証の提示がない場合は納骨できません。忘れずに必ずお持ち下さい。)



## 6 その他注意事項

- ①合葬墓を使用する場合は焼骨1体につき、使用許可申請書1枚のお申込みとなります。  
(改葬の場合は1つのお墓につき、使用許可申請書1枚のお申込みとなります。)
- ②次のいずれかに該当するときは使用許可の取り消しとなることがあります。
  - (1)使用許可(生前予約による使用許可を除く)を受けた日から1年を経過する日までに納骨していないとき
  - (2)生前予約による使用許可を受けた方が死亡してから3年を経過する日までに納骨していないとき
- ③使用許可を受けた方又は納骨予定者が、本籍、住所、氏名及び電話番号を変更するときは届け出をして下さい。
- ④納骨予定者が死亡したときその他やむを得ない事由により納骨予定者を変更するときは届け出をして下さい。
- ⑤その他、合葬墓を使用するにあたっては、「墓地、埋葬に関する法律」、「輪島市合葬式墓所条例」「輪島市合葬式墓所条例施行規則」の規定を遵守して下さい。

## 7 提出書類の書式

お手続き内容	提出書類
合葬墓の使用申込みをする場合	輪島市合葬式墓所使用許可申請書 (様式第1号)
使用者又は納骨予定者の住所等に変更があった場合	輪島市合葬式墓所住所等変更届 (様式第4号)
納骨予定者が死亡又はその他やむを得ない事由により変更となった場合	輪島市合葬式墓所納骨予定者変更届 (様式第5号)
納骨堂に収蔵されている焼骨の返還を希望する場合	輪島市合葬式墓所焼骨返還申出書 (様式第6号)
合葬墓を使用する必要がなくなった場合	輪島市合葬式墓所使用廃止届 (様式第7号)
合葬墓の使用許可を承継しようとするとき	輪島市合葬式墓所使用許可承継届 (様式第8号)

提出書類の書式はホームページからダウンロードすることができます。  
また、環境対策課でお渡しすることもできます。

輪島市合葬式墓所  
輪島市久手川町石坂 84 番地



《お問合せ先》

輪島市役所 市民生活部 環境対策課

928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地

TEL: 0768-23-1853

FAX: 0768-23-1153

Eメール: kankyous@city.wajima.lg.jp



Wajima